令和　２　年度

社会福祉法人指導監査結果報告書

丹波市健康福祉部社会福祉課

Ⅰ　社会福祉法人指導監査の概要

社会福祉法人に対する指導監査は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、関係法令や通知等に基づき指導監査事項について指導・助言することとしている。

令和２年度の指導監査は、平成２９年４月の社会福祉法等の一部を改正する法律の施行から３年が経過した中で、更なる社会福祉法人の高度な公益性の徹底、経営組織の「法人統治（ガバナンス）」の確立、事業運営の透明性と情報開示、新たな「財務規律」への対応として、「法人としての遵守すべき事項について、運営の実態の確認」、「社会環境の変化に的確に対応できるよう、法人の経営組織のガバナンスの強化等、指導・助言」、「法人運営に問題を有する法人への是正・改善」することを基本方針として、「評議員会・理事会運営の適正化」「決算事務の適正化」「経理事務の適正化（ガバナンスの強化）」「社会福祉法改正への対応状況」を重点項目として定め、実施した。

（※別添実施計画の概要参照）

Ⅱ　社会福祉法人に係る指導監査結果

１　指導監査の実施状況

本年度は、当初、丹波市が所轄する 14 法人のうち５法人に対する指導監査を予定していたが、兵庫県が「新型コロナウイルス感染症にかかる指導・監査実施判断の目安について（令和２年７月２日、兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課）」に従い、一定期間、監査の実施を控えたことを踏まえ、市においてもその取扱いに準じたため、結果として３法人に対して実地指導監査を実施し、文書指摘、口頭指摘及び助言による改善を指導し、文書による指摘についてはその改善等の報告を求めた。

<table>
<tr><th colspan="2">実施状況</th><th colspan="3">改善指示の状況</th></tr>
<tr><td rowspan="2">対象数</td><td rowspan="2">実施数</td><td colspan="2">文書指摘、口頭指摘、助言による指導あり</td><td rowspan="2">文書指摘、口頭指摘、助言による指導なし</td></tr>
<tr><td></td><td>うち文書による改善報告を求めたもの</td></tr>
<tr><td>14 法人</td><td>３法人※</td><td>３法人</td><td>３法人</td><td>０法人</td></tr>
<tr><td colspan="5">※実施法人（実施日）
柏翔会（R2.11.16）、三相園福祉会（R2.12.1）、恩鳥福祉会（R2.12.15）</td></tr>
</table>

２　指摘事項の内訳

実地指導監査において行った文書指摘、口頭指摘及び助言による指導の内訳は次のとおりである。

なお、法人指導の一般監査については、国の「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づき、法令又は通知等の違反がある場合の文書指摘等を行うことの基準が以下のとおり定められている（指導監査ガイドライン）。

①指摘基準に該当しない場合は文書指摘を行わないこと。

②指摘基準に該当する場合であっても、違反の程度が軽微である場合又は文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合には、口頭指摘を行うことができること。

③指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については助言を行うことができること（ただし、助言を行う場合には、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行う）。

種　別	Ⅰ　組織運営							Ⅱ　事業					Ⅲ　管理					合計
	定款	評議員・評議員会	役員	理事会	報酬	その他	計	社会福祉事業	公益事業	収益事業	その他	計	人事管理	資産管理	会計管理	その他	計	
文書指摘		4	1	3			8					0			13	1	14	22
口頭指摘							0					0			5		5	5
助　　言		2	3		1		6					0			5	12	17	23
計		6	4	3	1		14					0			23	13	36	50

※１つの指摘等において、指摘事項が複数の種別にまたがる場合には、それぞれの種別を１件とカウントしている。

３　文書による指摘の内容　文書指摘

社会福祉法人に対する文書による指摘のうち主なものは、次のとおりである。

（１）組織運営

（ア）定款・規程等

なし

（イ）役員

（理事）

・理事の選任手続きにおいて、理事候補者が欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、又は、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて確認できる書類（県様式参照）を整備しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第 44 条第 1 項により準用される法第 40 条第 1 項、第 6 項、第 61 条第 1 項、社会福祉法人の認可について別紙 1 社会福祉法人審査基準第 3 の 1 の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、第 3 の 3(4)】

（監事）

・監事の選任手続きにおいて、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、役員と特殊の関係にある者が含まれていないこと、又は、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて確認できる書類（県様式参照）を整備しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第 44 条第 1 項により準用される法第 40 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、社会福祉法人の認可について別紙 1 社会福祉法人審査基準第 3 の 1 の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、第 4(1)、(4)】

（ウ）評議員

・評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員もしくは役員と特殊の関係にある者がいないこと、又は、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて確認できる書類（県様式参照）を整備しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第 40 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 61 条第 1 項、社会福祉法人の認可について別紙 1 社会福祉法人審査基準第 3 の 1 の(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、第 3 の 2(3)、(4)】

（エ）理事会

・理事会の決議にあたっては、決議の前に、特別の利害関係を有する理事が加わっていないかを書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第 45 条の 14 第5項】

・理事長及び業務執行理事が、業務執行状況を理事会に報告した時は、議事録にその旨の記録をしておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第 45 条の 14 第6項】

（オ）評議員会

・評議員会の決議を要する事項について、特別の利害関係を有する評議員がいないことを書類で確認するか、もしくは議事録に確認したことを記録しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法第 45 条の 9 第 8 項】

（カ）報酬

なし

（キ）その他

なし

（２）事業

（ア）社会福祉事業

なし

（イ） 公益事業

なし

（ウ）収益事業

なし

（エ）その他

なし

（３）管理

（ア）人事管理

なし

（イ）資産管理

なし

（ウ）会計管理

・設備資金借入金について適切な会計期間に計上されておらず、またその旨についても注記に記載がないので、法人の財務状況を正確かつ明瞭に表示するよう、適正な会計処理につとめること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第1条、第2条、第 14 条第 2 項、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて1、6、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について8】

・経理規程に定めている統括会計責任者や各拠点の会計責任者について、整理しなおし、適正な管理運営体制を整備すること。また、任命書類等についても整理しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について1(1)、(2)】

・丹波市から支払われている在宅介護支援センター設置運営委託料について、補助金として会計処理しているが、補助金には該当しないので適正に会計処理すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 10】

・その他の積立金の計上について、理事会の決議を受けるとともに、議事録に記載すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第6条第3項】

・経理規程に規定する事業区分とサービス区分が法人の会計処理の実態に即していないので修正すること。

また、経理規程に規定する別表 1 について作成されていないので整備すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について1(4)】

・受配者指定寄附金以外の共同募金配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金を、施設整備等補助金収入及び施設整備等補助金収益ではなく施設整備等寄附金収入及び施設整備等寄附金収益として計上しているので改善すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について9(3)】

・補正予算の編成において、必要と認められる軽微な範囲とはいえない乖離があるので、適切に補正予算の編成を行うこと。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について2(2)】

・就労支援事業に関する積立金について、当該年度の利用者工賃の支払額が、前年度の利用者工賃の支払実績額を下回っているにも関わらず計上されているので、改善すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について 19】

・財産目録の基本財産について、住所の記載がないので定款にあわせて記載すること。

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第 31 条～第 34 条、社会福祉法人会計基準第 30 条、社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 26】

（エ）その他

・公印の使用管理について、種類ごとに使用簿を整備し、使用の都度に公印管理者の承認を得ること（園長・園の印）。※

根拠法令等【社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について 5(6)エ】

４　口頭による指摘の内容　口頭指摘

社会福祉法人に対する口頭による指摘のうち主なものは、次のとおりである。

（３）管理

（ウ）会計管理

・財務諸表電子開示システムにて提出のあった資金収支計算書と、法人作成の資金収支計算書の予算欄の金額に相違があったので改善すること。※

根拠法令等【社会福祉法人会計基準第１条、第２条】

５　助言による内容　助言

社会福祉法人に対する助言のうち主なものは、次のとおりである。

（１）組織運営

（イ）役員

（監事）

・監事の理事会への出席について、理事会における監事の役割の重要性を踏まえ、監事が出席可能な日に開催日を設定するなど改善に努めること。

根拠法令等【社会福祉法第 45 条の 18 第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条】

（ウ）評議員

・評議員選任・解任委員会の外部委員の資格について、評議員と同様の書類（欠格事由に該当しないこと等）を整備すること。

※県の示す様式を参考に適格性の確認

根拠法令等【社会福祉法第 39 条、兵庫県が所管する社会福祉法人に関する指導指針第 3-1（1）ア・イ】

（３）管理

（エ）その他

・随意契約を行うにあたっては、随意契約の理由、根拠を明確にした上で、稟議書を作成すること。

また、契約事務を行うにあたっては、まず実施の必要性を明記した稟議書を起案し

決裁を取ること。稟議書の作成から、業者決定、契約締結、事業実施までの一連の流れについて仕組みを再確認し、経理規程に従い、適正な事務処理に努めること。

根拠法令等【社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて】

・公印の持ち出しについて公印持出簿を整理しておくこと。

根拠法令等【社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について５の(6)エ】